

## 「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」

# eラーニング講座に関する認定要件改定の概要

- 全国で認定講座の受講の機会を確保するため、従前は認定対象外としていたeラーニング講座（全ての授業をeラーニング等で行うもの）も認定対象とする。

（第6回認定（申請期間：2020年1月14日～2月14日（予定））から適用）

### ■ 演習等をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 演習等（実習、実技、演習を又は発表を伴う授業その他実践的な授業）が教育訓練の半分以上を占めること（通学を要する講座と同様）
- ✓ 双方向又は多方向に演習等を行うための措置が講じられていること

### ■ 全ての授業をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握
- ✓ 適切な方法による受講者の本人確認
- ✓ 訓練目標を達成するための体制整備（必要な数の添削指導員を配置等）

※認定要件の詳細は、『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』3. (8)【留意事項】に記載

# (参考) eラーニング講座の要件及び実例

	要件	OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ LMS等による学習状況の管理</li> <li>▶ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 講義動画の配信・教材の配布のみ</li> </ul>
	受講者の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本人確認を行っていない</li> </ul>
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足</li> <li>▶ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない</li> </ul>
演習等をeラーニング等で行う講座	双方向又は多方向に演習等を行うための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 疑似環境を用いた演習(双方向で実施のもの)</li> <li>▶ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション</li> <li>▶ オンラインディスカッション/グループワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのも</li> </ul>

**本認定制度における「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」(演習等)の定義(実施要項より抜粋)**

**演習等とは、双方向又は多方向に行われる以下のような内容を授業の中に含むものを指します。**

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの